

千葉県就職準備金貸付事業実施要領

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する千葉県保育士修学資金等貸付事業のうち就職準備金貸付について、千葉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（平成28年10月5日雇児発1005第11号）に定めるもののほか、この実施要領により実施するものとする。

第1条 貸付額

貸付額は20万円以内とする。ただし、国が別に定める千葉県の保育士の有効求人倍率が一定以上の場合は、20万円を加算し、40万円以内とすることができるものとする。なお、貸付けにあたっては同一の貸付け対象者に対し、1回限りとする。

第2条 貸付金の使途

貸付金の使途は、次に掲げる例を参考に保育所等への再就職に当たって必要と考えられるものの費用とする。

- （1）保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- （2）転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- （3）保育所等で使用する被服費
- （4）保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- （5）保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- （6）その他本会会長が就職準備金として認める経費

第3条 貸付けの申込み

貸付対象者は、貸付けの申込みを行うに当たって、次に掲げる書類を本会会長へ提出するものとする。なお、貸付けの申込みは、雇用が決定した日から就労を開始した日の属する月の翌月末までに行うものとする。

- （1）千葉県就職準備金貸付申込書（別記第1号様式）
- （2）貸付対象者の保育所等の業務従事届（別記第14号様式）
- （3）貸付対象者の保育士証の写し
- （4）貸付対象者及び連帯保証人の現住所の住民票
- （5）履歴書（保育所等に提出した履歴書の写しでも可）
- （6）連帯保証人の前年の源泉徴収票等
- （7）個人情報の取扱いについて
- （8）在留カードの写し（表・裏）（日本国籍を有していない申請者のみ提出）
- （9）その他選考に当たり本会会長が必要と認めるもの

第4条 関係機関への協力

- 1 本会会長は、保育所等の長に対して、次に掲げる事項の調査について協力を依頼するものとする。
 - (1) 貸付対象者等の現住所
 - (2) 保育士業務の従事に関する状況
 - (3) その他必要と認める事項
- 2 本会会長は、連帯保証人及びその他関係機関に対して、必要に応じ、次に掲げる事項の調査について協力を依頼するものとする。
 - (1) 貸付対象者及び連帯保証人の現住所
 - (2) その他必要と認める事項

第5条 連帯保証人

- 1 この要領において、「連帯保証人」とは実施要綱第8条に規定する「保証人」のことをいう。
- 2 連帯保証人については、1名以上とする。

第6条 貸付けの決定

- 1 本会会長は、貸付けの申込みがあったときは、その内容を審査の上、貸付けの可否を決定し、千葉市就職準備金貸付承認（不承認）決定通知書（別記第2号様式）により貸付対象者に通知するものとする。また、本会会長が当該通知を交付したときを貸付契約の始期とし、貸付金の全額が返還又は免除されたときを貸付契約の終期とする。
- 2 貸付対象者は貸付けが決定したときは、連帯保証人連署の上、遅滞なく千葉市就職準備金貸付借用証書（別記第3号様式）、貸付対象者及び連帯保証人の印鑑証明書を提出しなければならない。

第7条 貸付金の支給

貸付金の支給は原則として口座振込みによるものとする。また、支給の時期は別に定めるものとする。

第8条 貸付契約の解除の手続

- 1 貸付対象者は、実施要綱第9条第1項及び第2項に定める事由に至ったときは、千葉市就職準備金貸付辞退届（別記第4号様式）を本会会長に提出するものとする。
- 2 本会会長は、実施要綱第9条第1項及び第2項の規定により貸付契約を解除したときは、千葉市就職準備金貸付契約解除通知書（別記第5号様式）により貸付対象者に通知するものとする。

第9条 返還の手続

- 1 貸付対象者は、貸付金を返還するにあたっては、本会会長と協議のうえ千葉市就職準備金貸付返還計画書（別記第6号様式）を作成し、これに基づき返還するものとする。

- 2 前項の規定によりがたい場合は、本会会長が返還計画を定め、貸付対象者へ通知するものとする。
- 3 返還方法については、本会会長が別に定める。

第10条 返還の債務の履行猶予の手続

- 1 貸付対象者は、実施要綱第12条の規定による返還の債務の履行猶予を受けようとする場合、千葉市就職準備金貸付返還猶予申請書（別記第7号様式）を本会会長に提出するものとする。ただし、次に該当する者は、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - （1）実施要綱第12条第3項に該当する者は、当該保育所等の業務従事届（別記第14号様式）（施行猶予を受ける期間の各年）
 - （2）実施要綱第12条第4項に該当する者は、当該事実を証明する書類（罹災証明書、医師の診断書等）
 - （3）実施要綱第12条第5項に該当する者は、業務従事届（別記第16号様式）、当該求職状況を証明する書類
- 2 本会会長は、返還債務の履行猶予の申請があったときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、千葉市就職準備金貸付返還猶予承認（不承認）通知書（別記第8号様式）により貸付対象者に通知するものとする。

第11条 返還の債務の免除の手続

- 1 貸付対象者は、実施要綱第13条又は第14条の規定による返還の債務の免除を受けようとする場合、千葉市就職準備金貸付返還免除申請書（別記第9号様式）を本会会長に提出するものとする。ただし、次に該当する者は、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - （1）実施要綱第13条第1項第4号に該当する者は、当該保育所等の業務従事届（別記第14号様式）
 - （2）実施要綱第13条第2項に該当する者は、当該事実を証明する書類（労働災害の認定を証明する書類、死亡診断書、障害者手帳等）
 - （3）実施要綱第13条第3項の特例を受けようとする者は、当該事実を証明する書類（当該保育所等の業務従事届（別記第14号様式）、罹災証明書、医師の診断書等）
 - （4）実施要綱第14条第1項第1号に該当する者は、当該事実を証明する書類（死亡診断書、障害者手帳、免責決定通知書等）
 - （5）実施要綱第14条第2項第3号に該当する者は、当該事実を証明する書類（当該保育所等の業務従事届（別記第14号様式）、罹災証明書、障害者手帳等）
- 2 本会会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、免除の可否を決定し、千葉市就職準備金貸付返還免除承認（不承認）通知書（別記第10号様式）により貸付対象者に通知するものとする。
- 3 実施要綱第14条第2項第3号に定める残債務の一部免除の額は、次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

一部免除の額＝貸付金の総額（延滞利子含む）×（従事した月数÷24（か月））

第12条 貸付対象者の届出又は申請の義務

貸付対象者（ただし、貸付けを受けた者が死亡した場合等は連帯保証人又は法定相続人とする。）は、返還債務の全部が返還又は免除されるまでの期間において、次に定める事項について届出又は申請するものとする。

- （1）貸付対象者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更した場合においては、千葉市就職準備金貸付契約事項変更届（別記第11号様式）に本会会長が指定する書類を添えて提出するものとする。
- （2）貸付対象者が保育所等を変更した場合においては、千葉市就職準備金貸付契約事項変更届（別記第11号様式）に保育所等の業務従事届（別記第14号様式）（変更前と変更後でそれぞれ1部）を添えて提出するものとする。
- （3）連帯保証人を変更しようとする場合においては、千葉市就職準備金貸付連帯保証人変更申請書兼連帯保証書（別記第12号様式）に当該連帯保証人の前年の所得金額を証する書類、印鑑証明書及び現住所の住民票を添えて提出するものとし、本会会長は、連帯保証人変更の申請があったときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、千葉市就職準備金貸付連帯保証人変更承認（不承認）通知書（別記第13号様式）により貸付対象者に通知するものとする。

第13条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月28日から施行する。ただし、平成28年度については、平成28年度中に申込みをする場合に限り、就職準備金貸付を遡及して行うものとし、第1条に定める貸付額について、第3条に定める就労を開始した日が平成28年10月10日以前の場合は20万円以内とする。

附 則

この要領は、平成30年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。